

## 「ふるさと納税」返礼品（3号）

市内または市外産の原材料を使用した萩焼（3号）を返礼品として扱うためには、  
萩市内での製造にかかる経費（付加価値）が、  
返礼品の価格の50%を超えることが必要です。

（令和8年9月まで）

### 地場産品基準 3号 に該当する例

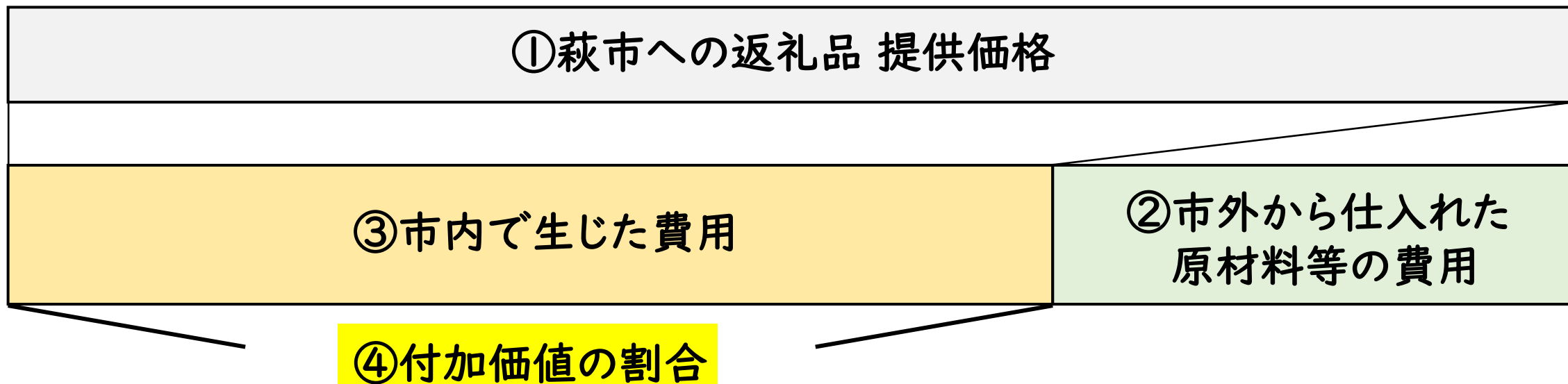
市内または市外産の野菜・肉・魚等を使用して萩市内で調理したおせち

市内または市外産の革や布を使用して萩市内で作成した小物

市内または市外産の小麦粉や砂糖を使用して萩市内で製造したお菓子

市内または市外産の原材料を使用して萩市内で製造した嗜好品など

## 返礼品（3号）の付加価値の割合イメージ（価格はすべて税込）



令和8年10月からの制度改正により、国から返礼品の価格を用いた割合証明を求められます

### 市内で生じた費用とは

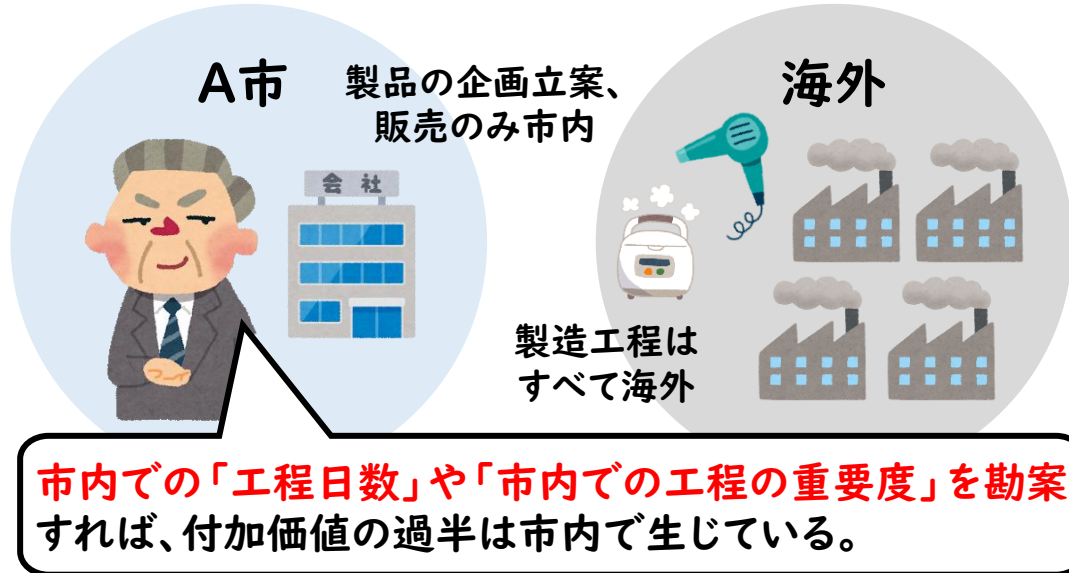
- ・萩市産の原材料
- ・人件費
- ・利益
- ・萩市内での加工にかかる費用 など

### 市外から仕入れた原材料等の例

- ・食品原材料の小麦、卵、肉など
- ・市外の業者へ委託している費用
- ・返礼品を包むパッケージ費用 など  
(例:ハンバーグを包む真空パック)
- ・本を作るための用紙
- ・小物用の革や布

# 付加価値の割合を確認する理由

## 付加価値の算出方法はバラバラ



## 小売価格より相当高額な価格で提供



## 制度が改正されます

- ・ 事業者は付加価値の割合を証明
- ・ 市は証明事項を公表
- ・ 事業者は一般販売価格を証明書に記載
- ・ 市は一般販売価格を公表

# 令和8年10月1日から国の基準が変更されます

萩市内での加工にかかる経費が返礼品の価格の50%を超えることに加え、

1. 事業者から付加価値の割合について証明事項を取得

2. 一般販売価格を証明書に記載

※1・2は「付加価値の割合調査票」から必要事項を提供いただくことで証明書を作成します。

3. 萩市による証明書の公表

以上1・2・3が、「ふるさと納税」の返礼品3号として扱うために国から求められます。

付加価値の割合を確認できない場合は、返礼品として扱うことができません。

大変お手数をおかけいたしますが、事業者様のご協力をお願いしております。

「付加価値の割合調査票」により必要事項の提供をお願いいたします。

回答期限：令和8年6月19日(金)